

平成19年4月1日から、岡山県の事務・権限の一部が、西粟倉村に移譲され、事務の「担当窓口」が変わります

住民に身近な行政事務は、住民に最も身近な基礎自治体である市町村が行うという地方分権の理念の下、平成17年4月から県が行っている事務の一部を市町村に移譲し、一層の住民サービスの向上を図るための協議が行われています。

平成18年度の協議の結果、平成19年度から次の4事務の窓口を村役場が担当することになりました（既に平成18年度中に10事務の窓口が村役場になっています）。今後も引き続き、村民サービスの向上のため、県と協議を続けていきますので、ご理解、ご協力をよろしくお願いします。

【平成19年度に新たに移譲される事務の一覧】

村に移譲された事務 (下段の「・」は主な事務内容)	事務の担当窓口	
	平成19年3月31日まで 岡山県	平成19年4月1日から 西粟倉村
鳥獣の保護及び狩猟の適正化 ・ 傷病鳥獣の保護	美作県民局森林課 TEL：0868-23-1384	役場産業建設課 TEL：79-2111
墓地等の経営許可等 【個人墓地の経営許可等に限る】 ・ 墓地の経営の許可 ・ 墓地の区域の変更、廃止の許可	美作県民局勝英支局総務環境課 TEL：0868-73-4052	
農地賃貸借契約の解約等の許可	美作県民局農業振興課 TEL：0868-23-1469	
保安林内の立木伐採等の届出等 ・ 択伐（人工林に限る）の届出受理 ・ 間伐の届出受理	美作県民局勝英支局森林課 TEL：0868-73-4058	

※ご不明な点は、役場産業建設課までお問い合わせください。

平成18年度 地域新エネルギービジョン(重点ビジョン)を策定しました

広報紙18年10月号でもお知らせしました『地域新エネルギービジョン（重点ビジョン）』を、平成19年2月に策定し、その概要版を村内世帯へ配布いたします。

今回のビジョン策定により、十分に実現可能な木質バイオマス（木材から得ることのできる再生可能なエネルギー）の生産、活用のシナリオを作成することができました。また、「木の村」の理念を掲げる村として、原油使用量・二酸化炭素排出量の削減プランを具体的に示すこともできました。

ただ、実際の導入に向けてはいくつかの問題点が残っており、最も適切な導入について、今後さらに検討を重ねていくこととしています。引き続き村民の皆様には、ご理解、ご協力をよろしくお願いします。

何かお気づきのことや疑問なことがありましたら、お気軽に役場総務企画課までお尋ねください。